

平成28年7月4日

建設工事等競争入札参加資格登録業者 各位

沼田市

市内業者の活用促進について（お願い）

現下の経済情勢の中、地元業者を取り巻く環境は大変厳しいものと推察されます。

本市では、従前より建設工事等の発注にあたりまして、地域経済の活性化及び市内業者の育成・振興と地域雇用の促進を図る観点から、できる限り市内業者への発注を優先するよう努めております。

ついては、このような本市の取組みにご理解とご協力をいただき、本市発注工事を受注された際には、市内業者のより一層の受注機会の確保について特段のご配慮を賜りたく、下記事項について十分努力されますようお願い申し上げます。

記

1. 下請発注における市内業者の活用

本市発注工事の施工に際し下請発注する場合は、市内業者を優先して活用するよう努めてください。

2. 下請発注における建設業法等の関連法令の遵守

工事を下請発注する場合は、適正な価格で請け負わせ、また、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関係法令を遵守してください。

3. 建設資材、建設機械等の購入や借り入れにおける市内業者の活用

施工に必要な建設資材、建設機械等を購入又は借り入れする場合は、できる限り市内業者を優先して活用するよう努めてください。

【担当】

契約検査課契約係

0278-23-2111(4051)